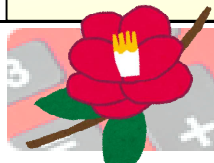




【今月の雑学】新年明けましておめでとうございます！お正月といえば、子供の頃はよくお年玉をもらったものですが……硬貨には製造年が入っているのに、お札にはなぜ製造年が入っていないのでしょうか？！理由は、硬貨は半永久的といわれるほど耐久年数が長いのに対し、お札は1万円札で3～4年、5千円や1千円札は使用頻度が高く1～2年と短いため、製造年を入れる意味がないのだそうです（数年で順次、新しいお札と交換される為）。また、お札には通し番号が印刷されているので、それを見ればおよその製造時期が把握できるのだとか。今まであまり気にしたことがなかったのですが、いろいろ理由があるんですね☆



個人住民税の給与天引き（特別徴収）が徹底されます

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わって市町村へ納入する制度のことをいいます。

Q、今まで特別徴収していなかったのですが、なぜ今なのでしょう？

A、今までも、本来は、原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収をしなければなりませんでしたが、徹底されていないのが実態でした。納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保のため、すべての市区町村で、特別徴収実施を徹底する取り組みを行うことになりました。



Q、アルバイトやパートも、特別徴収しなければならないのでしょうか？

A、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の4月1日において給与の支払を受けている者は特別徴収の対象となります。従って、アルバイトやパートであってもこの要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象となります。

Q、従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてよいのでしょうか？

A、所得税の源泉徴収義務者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、専従者給与を支給されている者は普通徴収切替理由書を提出することで、普通徴収となる場合もあります。

Q、忙しくて、毎月、住民税を納めるのは大変です。

A、従業員が常時10名未満の事業所の場合には、市町村長の承認を受けることで、6～11月分を12月10日までに、12月～翌5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます（納期の特例といいます）。

Q、例外的に、普通徴収が認められる人とは、どのような人でしょうか？

<従業員等：給与所得者> ※市区町村によっては、これらに該当する場合であっても、特別徴収を実施する場合があります。

- ・4月1日現在で給与の支払を受けていない者。
- ・退職者又は給与支払報告書を提出した年の、5月31日までの退職予定者。
- ・毎月の給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者。（個人住民税が非課税である者を含む）
- ・給与が毎月支払われていない者。
- ・他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者。
- ・専従者給与を支給されている者。

<事業主：給与支払者>

- ・常時2人以下の家事使用人のみに対して、給与等の支払をする者。
- ・総受給者数2人以下の事業所

（総受給者：他市町村を含む全従業員等のうち、上記の給与所得者の要件に該当する者を除く人数。）

Q、上記の通り、例外的に普通徴収が認められる従業員を普通徴収にするためには、どうしたらいいのでしょうか？

A、市区町村への給与支払報告書の提出時に、「普通徴収該当理由書」を必ず提出してください。理由書にあらかじめ記載されている理由以外の事由は、基本的に認められないとされています。弊所のお客様へは、年末調整時に、住民税の特別徴収についてもご案内させていただき、例外的に普通徴収が認められる従業員の方がいらっしゃるようでしたら、その方については、給与支払報告書と一緒に「普通徴収該当理由書」も市区町村へ提出させていただきます。

～ 社会保険料控除～

平成 26 年に国民年金保険料を 2 年前納された方へ

2 年前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれかを自由に選択することができます。

- ① 納めた年に全額控除する
- ② 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する



①の処理は特に問題ないでしょうが、②は少し注意が必要です。

<例：H26.4～H28.3 の 2 年分を前納した場合>

年末で区切るため、H26.4～1 2月の9ヶ月分、H27.1～1 2月の1 2ヶ月分、H28.1～3月の3ヶ月分というように、3年かけて控除することになります。

この場合、日本年金機構が発行する社会保険料控除証明書には、前納分を含め、その年に納付された保険料の総額が記載されていることから、所得者ご本人が、各年において、「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」を作成し、各年分の控除額を記入して、社会保険料控除証明書とともに毎回提出しなくてはなりません。

提出先ですが、年末調整時により控除を受ける場合は、勤務先の年末調整担当者へ、確定申告をする場合は税務署へ提出します。

ちなみに、各年で控除する方法を選択した場合は、控除証明書を、毎年再発行してもらう必要があります。

ご自分の収入・所得を確認していただき、一番いい方法で控除していただくのがよろしいかと思えます。



★これから 2 年前納を希望される方へ★

2 年前納で納付を希望される方は、事前の手続きが必要です。

申し込み期限は、毎年 2 月末日ですので、忘れずにお手続きなさってください。また、2 年前納は、口座振替のみ対象となります。



【国税庁からこんな調査票が・・・】



Q、国税庁から民間給与実態統計調査票というものが届きました。

A、「民間給与実態統計調査」は、民間給与実態統計の作成を目的とした調査で、民間の事業所における年間給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別などに明らかにします。さらに租税収入の見積りや租税負担の検討、税務行政運営などの基本資料とすることを目的としています。対象は、各年の1 2月3 1日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者で、所得税の納税の有無は関係ありません。特色は、従事員 1 人から 5000 人以上の事業所まで広く調査していることや、給与階級別、性別、年齢階層別、勤続年数別による給与所得者の分布が分かることなどです。なお、調査票が届く事業所は平成 2 4 年分の場合は、従業員数 1～9 人の事業所では 400 分の 1、10～29 人では 200 分の 1、30～99 人では 60 分の 1 といった抽出率になっています。最後に調査票の提出についてですが、国の重要な統計調査である基幹統計調査を行う場合には、「報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない」と統計法第 13 条で規定されていて、報告義務が課されています。



今月のあなたの運勢

1月

A 型	B 型	O 型	AB 型
目上からの引立てを受けて飛躍できそう。気を引き締めて精進すれば社会的信用も高まり人気運も向上！ 	つい調子に乗り過ぎて思わぬトラブルを招く暗示！できる限り周囲への気配りを忘れないよう注意しましょう☆	何かを得るには何かを捨てる覚悟が必要と心得て。思い付きや衝動的な行動にはくれぐれも気を付けましょう！	活気に満ちた運勢です。仕事運、金運共に活発なので存分に力を発揮しましょう。ただし、勘違いには要注意！ 



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。

